

うきは市農業委員会第21回総会議事録

[開催日時] 令和4年11月10日(木)午後1時30分から

[開催場所] 101・102会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について

議案第5号 非農地判断(非農地証明願い)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について

報告第3号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第4号 土地改良届について

報告第5号 耕作台帳名義人変更届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次
2番 佐々木 光則 9番 樋口 美智子
3番 後藤 一善 10番 家永 学
4番 園田 忠行 11番 尾花 里美
5番 森 和正 12番 堀江 清成
6番 内山 良江 13番 佐藤 和弘
7番 後藤 義道 14番 日野 吉光

(農業委員会職員)

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 杉 真

局長 それではですね、議案審議報告にはいらさせていただきます。農業委員会会議規則5条に基づきまして会長が議事の進行を務めますので、よろしくお願いいたします。

議長 はい、それでは議長をさせていただきたいと考えておりますが、本日の議事録署名人を13番と14番にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。それでは早速議案審議に入りたいと思っております。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案1-1上程)

事務局

(議案1-1説明・朗読)

議長 はい、説明が終わりましたので分科会長の意見を求めます。

4番

11月の7日に分科会の方で事務局と一緒に現地確認をしました。先程、画面に出ましたように周りは住宅地なんですよ。それで南側の田んぼ、それから東側の田んぼも保全管理をしてるような状態です。ですから、分科会としてもやむを得ないだろうということになりました。以上です。

議長 はい、それでは担当委員の意見を求めます。

14番

ただいま、事務局並びに分科会長の説明の通りでございます。譲受人の住宅および作業場というようなことで書類的にも水利関係の意見書並びに先ほど説明がありました市役所の雑排水の関係それから道路占用等の書類もきちっと協議されてあります。特段問題なかわかるかと思っておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 はい、説明等が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 はい、質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。それでは議案1-2を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案1-2上程)

事務局

(議案1-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長

これも同じく11月7日に分科会で事務局の方と会長さんで現地確認を行っております。写真で見ますと東の方とか北の方は木が生い茂ってるような感じになってきましたけど、それは改善されておまして、保全管理をしているような状態でした。どちらにしても集落の北側の端の方になりますのでやむを得ないんじゃないかっていうような結論に至りました。以上です。

議長 はい、それでは担当委員の意見を求めます。

10番 はい、それぞれ事務局分科会長さんの説明がありました通りで、西側に若干畑がありますけど、これの同意書も取っておりますし、東側の森林のところは譲受人が購入してさらに分譲地として売買を行いたいという計画をしているようでございます。特に問題はないと思います。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。それでは議案第2号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請についてを議題とします。2-1の説明を求めます。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長 はい、それでは担当委員の意見を求めます。

5番 説明があった通り現在耕作してる方の購入ということで、特に問題ないと思います。皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-1に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。それでは議案2-2を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3番 一応隣地の取得ということでございます。譲渡人の方はもう遠方にいらっしゃって、耕作されてないということで、今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。それでは議案2-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案2-3上程)

事務局

(議案2－3説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

6番

譲渡人は少し体調の方が良くなって一人暮らしということです。自宅の方ももう転売を西野さんの方が時隣り合わせってということで、自宅を買うと同時に農地も全部処分したいということをおっしゃってました。全部合わせて買ってもらえないだろうかということでお申し出があったようです。それで西野さんの方も柿作りの方はってということだったんですけど、現在、ここは2名の方が借りて耕作してありますので、今後もその方たちが今後もつくるということでお話がついているようです。問題はないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2－3に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。それでは議案2－4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案2－4上程)

事務局

(議案2－4説明・朗読)

議長

それでは担当が私ですので私の方から説明をいたしたいと思います。譲受人の家はですね、4ha程度の農家でありまして、梨をメインでやっております。隣接の取得ということで、別に問題ないし、ちょうど図面上では下になる南側ですね。南側の山林も含めての購入ということでございますので、別な問題ないと考えております。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2－4に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。それでは議案2－5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案2－5上程)

事務局

(議案2－5説明・朗読)

議長

ヒアリングの様式は配ってあるということなんで、担当の私の方から若干説明を加えたいと考えております。事務局の説明のとおり、農地には梨が植わってておりましたけれども、現在は抜根されておまして、もう綺麗な状態になっております。ヒアリングの際にも話しましたがけれども西側の農地等をですね、親戚の方が持ってあって若干荒廃地状態ということもありましたんで、姪が持ってあるんですけども、ただ実質の所有は今度の譲受人が持ってるというような話になっております。

ただ、仕事の関係上、自分の所有にできなかったというような話もしております、今後はちゃんと管理をしていくというような話を聞いておりますし、道路等の作業があるときは、ちゃんと出るというような話まで確約までっておりますので、やむを得ないかなと考えております。以上です。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-5に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。それでは議案2-6・7が同じ譲受人ですので同時に審議したいと思います。事務局の説明を求めます。

(議案2-6・7上程)

事務局 (議案2-6・7説明・朗読)

議長 これに関してはですね、新規就農ということでヒアリングを行っておりますので分科会長の意見を求めます。

分科会長 11月の7日に分科会でヒアリングを行いまして今、写真で見ますとだいぶ圃場も荒れてるみたいですが、あの綺麗に下草をやられてですね、この銀杏はもう早速今年収穫されたそうです。というのも3月から実際に行動をされてるってことですね。今まで何回も新規就農の方を見てきましたが、結構やる気が見えて頼もしく感じました。分科会としても問題ないだろうということになっております。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3番 私の方も現地の方で11月7日に参加させていただいてました。この銀杏のは既に今年ですね、10万円売り上げたようで、必要な機械もお持ちみたいですので順調に行けば20万30万上げていくんじゃないだろうかと考えております。これから、いろんな作物を栽培すれば、今以上の収益を得るということになってくるんだろうと思いますけど、しかし、そちらが日陰でございます。一応ナスを栽培するということですけど、この分は栽培作物によってはですね、それなりの収益を上げていくではないだろうかと考えております。また、朝倉の災害の時にもボランティアとして来られて、いろんなことを勉強されてますからですねこちらの方もきちんとされているんじゃないだろうかとというふうに思っております。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

13番 譲受人の耕作面積が0になっておりますが、下限面積要件はクリアはされているのでしょうか？

事務局 説明をさせていただきます。確かに譲受人の方は新規就農でございますので、現時点での耕作面積は0になっておりますが、議案5-6・7と合わせての申請となり

ますので、山間部の下限面積要件の基準であります、2000 m²をクリアしますので問題ないかと考えております。以上です。

議長 はい、そういうことで今回の部分に関しては下限面積2000 m²ということになります。

事務局 下限面積の例外規定ということでいくつかあるんですけども、皆さんにご審議いただく中で一番多いのは隣接する農地としてと一緒に一体として利用するしかないような農地については下限面積の規定はありません。それと先ほど15番委員言われましたように、ハウス栽培と施設園芸等の土地で、さほど面積を必要としなくても高い収益を見込める農地の売買については下限面積の例外規定の対象外となっておりますので、施設の立っている農地等を売買する場合は下限面積の規定を満たす必要はないということになっております。以上です。

議長 ありがとうございますそれでは他にありますか？
無いようですので採決に入ります。議案2-6・7別々に行きたいと思えます。議案2-6に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、全員賛成ということで許可といたします。

引き続き議案2-7に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。それでは議案第3号うきは市農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号上程)

事務局 議案第3号につきましてうきは市農業振興地域整備計画の変更ということでうきは市長より意見を求められておりますので議案としてご審議をお願いいたします。

農政係 (議案第3号説明・朗読)

議長 これにつきましてでもですね、分科会で見てきておりますので分科会長の意見を求めます。

分科会長 これにつきまして7日に分科会と事務局の方で現地確認に行っております。3-1についてはですね、建売住宅ってということで周囲も住宅地になっておりますし、現地の方も、あの地上げされたような状態で畑っていうよりも宅地みたいな状態です。これも問題はないかと思えます。続きまして3-2ですけど、東側の方に先ほど写真が出ましたけど、事業拡張ということで既存倉庫の資材置き場ということと、この敷地あたりの周辺の特に東の方はもう保全管理っていうか、買い手があつたら売ろうっていうような状態じゃないかなっていう気がいたしました。これについても問題ないんじゃないかなっていう気がいたします。

続きまして3-4ですね、流川の方ですけど、農振地への編入申請ということですよ。こちらも本当はその道路ができたときに編入しておくべきだったということをおっしゃっておいりましたんでこれも問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めますそれでは採決に入ります。議案第3号は原案通り賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで原案通り意見なしということで市長の方に報告したいと思います。それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。農政係の説明を求めます。

(議案第4号上程)

農政係
議長

(議案第4号説明・朗読)

質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

採決に入ります。議案第4号に対して賛成の方の挙手を求めます。はい、全員賛成ということで議案第4号は問題なしということで市長の方に報告したいと思います。それでは議案第5号非農地判断についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号上程)

事務局

(議案第5号説明・朗読)

議長

これも現地確認をしておりますので分科会長の意見を求めます。

分科会長

こちら7日にあの分科会として現地確認しております。写真でもおわかりのように、あの北側が道路で北側道路で南側に住宅で西側に駐車場があります。この状態でもう20年以上雑種地として宅地並みの課税をされてるってということですので別に問題ないかと思います。以上です。

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

9番

ここはあの瓜坊の南側になるんですかね。はい、それですね、周囲は家が多いところでございまして、実際に当該地も農地として利用できる面積もわずかなんですよ。だから特に問題はないと思います。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はいそれでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号非農地判断について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで非農地として判断いたします。それでは報告に入ります。事務局説明をお願いします。

事務局

(以下報告)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

